

神戸親和女子大学児童教育学会会則

- 第一条 本会は神戸親和女子大学児童教育学会と称し、その事務局を神戸親和女子大学児童教育学科合同研究室に置く。
- 第二条 本会は、児童教育関連諸科学の研究の促進と研究成果の発表を目的とする。
- 第三条 本会は第二条の目的を達成するために次の活動を行う。
- 一 機関誌『児童教育学研究』、『教育のひろば』の刊行。
 - 二 その他本会の目的を達成するため必要と認められた活動。
- 第四条 本会の会員は次の通りとする。
- 一 正会員—本学科の教員、在学生、及び希望する卒業生。
 - 二 特別会員—本会によって認められた者。
 - 三 機関誌掲載については、編集委員会がこれを決定する。
- 第五条 本会の役員と任務は次の通りとする。
- 一 会長一名。
会長の選出は専任教員の互選による。会長は会の統轄運営に当たる。
 - 二 委員若干名。
委員の選出は専任教員の互選による。委員は機関誌の編集・庶務・会計その他本会の活動に必要な業務を分担する。会計を担当する委員は毎年一回会計報告を行う。
- 第六条 役員の任期は一年とし、重任を妨げない。
- 第七条 会員は会費年額千円を納入する。
- 第八条 会員は機関誌の配布を受け、本会の行う行事に参加することができる。
- 第九条 この会則の変更は会員の議決に基づいて行われる。
- 第十条 この会則は一九八七年四月一日から施行する。